

2025 年度学生課外活動助成金【神女 support】公募要項

1. 学生課外活動助成金の概要

学生による自主的な課外活動を支援することで「自立心・対話力・創造性」を持った人材を育成する。また、学生の課外活動を喚起し、学生の活動内容を広報することで、本学の学生支援に対する姿勢を顕示する。

2. 制度の対象

学生が主体となる地域貢献やボランティア等、地域の課題解決や活性化を推進する取り組みを支援する。

3. 助成金事業推進の流れ

(1) 事業実施期間

令和7年4月から令和8年2月までの期間で実施される活動に対して助成する。

助成期間は原則として単年度とするが、継続的に支援することが活動趣旨に沿っていると判断された場合は、別途審査のうえ、さらに単年度の助成を受けることができる。

(2) 報告

助成期間終了後は所定の報告様式にて、活動成果を報告する。

4. 対象者

本学の学生主体の団体、クラブ・サークル等。

5. 提案の要件

- ・制度の趣旨に沿った取り組みであること。
- ・神戸女子大学・神戸女子短期大学の名を冠した活動としてふさわしい内容であること。
- ・目標が抽象的なものでなく明確であり、単年度で具体的な成果を見込めること。
- ・活動内容や費用、必要な手順、人員等が明確であること。
- ・正課の単位が付与されるものや、ゼミ・研究に関わる活動ではないこと。
- ・クラブ・サークルの本旨に関わる活動は対象外とする。
- ・本学の学生主体で、他組織が深く関与していないもの。
- ・企業等の営利に資することが主目的とならない内容であること。
- ・主となる活動場所が神戸市およびその近隣であること。
- ・その他、ふさわしくないと判断したものは対象外とする。

6. 選考方法

選考の流れ

① 書面選考

提出された申請書類について、応募の要件（申請者の要件、申請金額、必要書類の有無等）を満たしているかについて審査する。

② プレゼンテーションと面接を行う。

③ 活動計画等の調整

助成対象候補に関して、申請者との調整が必要な場合、条件の調整を行う。

④ 助成対象の決定

選考委員会で決定された助成対象候補を踏まえ、本学園で支給対象・支給額を決定する。

7.助成対象費用

(1) 費目

諸活動に直接的に必要な経費（直接経費）を助成する。

（「物品費」、「旅費」、「謝金」、「委託費・その他」の4つの費目で構成）

① 物品費

当該活動を行うために必要な用具・設備・備品の購入費、書籍購入費、消耗品の購入費、活動に直接必要な食材などの材料費。

② 旅費

申請者又は団体に所属するメンバー等の調査・活動発表・大会出場などに係る旅費、招聘者（当該活動のために招聘する指導者等）に係る旅費。

③ 謝金

招聘者（当該活動のために招聘する指導者・講演者等）への謝金（旅費含む）。

当該活動を行う外部スタッフ（本学の学生除く）への謝金（旅費含む）。

④ 委託費・その他

上記の他、当該事業を遂行するための経費。

（例）当該活動を行うための施設（会議室や体育館等）の利用料、参加費、会議費、活動成果発表費用（ホームページ作成費用等）、運搬費、機器レンタル費用等。

ただし、以下の費用は助成対象外とする。

■申請者または申請団体構成員の人件費（謝金）・生活費

■本学教員・職員への人件費（謝金）

■汎用性のある機器及び家電等（例：スマホ、パソコン、カメラ、タブレット等）の購入

■活動と直接関係のない飲食費（打ち上げ会食費や茶菓子等）

(2) 留意事項

■助成金は原則として概算払い。

■支出に際しては、助成金の適切な使用を証する領収証等の証拠書類を整備し、助成事業完了日の属する助成の当該年度(4月から翌年2月)末に会計報告書とともに提出しなければならない。

■直接経費の①から④の4つの費目間で、当該活動の目的に合致することを前提に経費流用を可能とする。ただし、各費目における流用額が直接経費の50%を超えてはならない。

■虚偽の申請、及び、虚偽の報告、並びに、助成対象外費用への助成金充当等、

本助成金の事業趣旨に反する事実が把握された場合、助成を廃止し返還を求めます。

8.採択後の申請者等の責務

(1) 覚書の提出

採択した提案については、活動助成を円滑に実施するため、活動助成開始時に覚書を交わす。

(2) 成果報告

助成の当該年度終了後、速やかに活動成果報告書を提出する。

(3) 成果等の発表

本事業により実施した活動については、SNSなどへの情報発信も積極的に行うものとする。また、当該助成期間終了後に、本学広報媒体やオープンキャンパス等において、助成により実施した活動を発表してもらうことがある。

なお、新聞、図書、雑誌等への活動の発表に際しては、助成による活動であると明記する。

(4) 助成期間中において、次の状態になった場合、すみやかに報告する必要がある。その内容を確認の上、対応を決定します。

■健康上の理由等、申請者の何らかの理由で活動を継続することが出来なくなった場合。

■天災や活動対象の消失など、外的要因で活動を継続することが出来なくなった場合。

(5) 助成金の余剰について

助成期間中において計画通りに助成金の使用ができなかった場合は、年度末に行吉学園へ返金する。

9.取得物品の帰属

助成金により取得した物品については、原則として、取得時点で申請者である団体に帰属し、当該活動に限定して使用するものとする。ただし、換金性の高い機器等や1年以上使用可能な備品、一度に使用しない消耗品等については、申請者又は団体において、適切に管理する必要がある。

10.知的財産権の帰属

助成により得られた著作権等の知的財産権及びデータ等の所有権は、申請者である個人又は団体に帰属させることができる。

ただし、本学が成果について発表する時は無償にて利用できるものとする。